



2026年4月24日

各 位

会 社 名 近鉄グループホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 若 井 敬  
コ ー ド 番 号 9041  
上 場 取 引 所 東京（プライム市場）  
問 合 せ 先 管理本部総務部長 川 口 浩 一  
T E L 06（6775）3444

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月開催予定の第115期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、2025年12月25日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、持続的な価値創造とさらなる成長に向けて、取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速かつ機動的な業務執行を実現するため、監査等委員会設置会社へ移行することとしております。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、取締役への権限移譲に関する規定の新設等、所要の変更を行うものです。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に際し、当社の取締役会を実効性確保の観点から適切な規模とするべく、取締役の員数上限の設定を行うものです。
- (3) 第2条の事業目的について、今後の事業展開に備えるため、項目の追加を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月（予定）
定款変更の効力発生日	2026年6月（予定）

以 上

(別紙)

定款の一部変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 条 文	変更条文案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
(1)～(13) <条文省略>	(1)～(13) <現行どおり>
<新設>	<u>(14) 銀行代理業</u>
(14)～(17) <条文省略>	(15)～(18) <現行どおり>
② <条文省略>	② <現行どおり>
第3条 <条文省略>	第3条 <現行どおり>
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	<削除>
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第10条 <条文省略>	第6条～第10条 <現行どおり>
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱	② 株主名簿管理人およびその事務取扱

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p>場所は、取締役会<u>の決議によって定め</u>る。</p> <p>③ &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社における株主権行使の手続その他株式および新株予約権に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会<u>において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>8名以上</u>とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>② <u>取締役に欠員を生じても法定の員数を欠かないときは、次の改選期までその補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②～③ &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>場所は、取締役会<u>または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め</u>る。</p> <p>③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社における株主権行使の手続その他株式および新株予約権に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会<u>または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め</u>る株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p>② <u>当会社の取締役のうち監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>②～③ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとす</p>

現行条文	変更条文案
<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会から取締役会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>る。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、副会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によ</u></p>

現 行 条 文	変 更 条 文 案
<p>第27条～第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、4名以上とする。</u></p> <p>② <u>監査役に欠員を生じても法定の員数を欠かないときは、次の改選期までその補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の<u>監査役</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会</u>の招集通知)</p>	<p><u>て重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条～第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(常勤の<u>監査等委員</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会</u>の招集通知)</p>

現行条文	変更条文案
<p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会に関する事項)</p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める。</u></p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会に関する事項)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第33条～第36条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>附則</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p><u>第115期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>